

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和7年3月31日(2025.3.31)

【公開番号】特開2023-183098(P2023-183098A)  
 【公開日】令和5年12月27日(2023.12.27)  
 【年通号数】公開公報(特許)2023-244  
 【出願番号】特願2022-96527(P2022-96527)  
 【国際特許分類】  
 A 6 3 F 7/02(2006.01)  
 【FI】  
 A 6 3 F 7/02 3 2 0

10

【手続補正書】  
 【提出日】令和7年3月21日(2025.3.21)  
 【手続補正1】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【特許請求の範囲】  
 【請求項1】

20

遊技動作に起因する抽選処理に応じて実行される図柄変動における通常変動を経て第1リーチ演出又は該第1リーチ演出よりも信頼度が高い第2リーチ演出を実行する第1変動演出と、

前記通常変動を経て前記第1リーチ演出とは異なる特殊演出を実行する第2変動演出と、前記通常変動から前記第1リーチ演出へ移行するか否かを示唆する発展あおり演出を有し

前記発展あおり演出は、前記第1リーチ演出へ移行することにより変動演出が継続することを示す発展成功演出と、移行しないことを示す発展失敗演出を実行可能とし、

30

前記発展失敗演出は、その後の変動演出が進行されても、前記抽選処理の抽選結果が当たり態様となる可能性がないはずれ確定となる演出であり、

前記発展あおり演出において、前記抽選処理が実行された際の抽選結果に対する識別情報に伴って表示手段に表示される装飾図柄を非表示とし、該装飾図柄よりも表示サイズが小さいサイズで常駐表示される常駐図柄を前記通常変動から継続して変動表示させ、

前記発展失敗演出を実行した後は、停止状態の前記装飾図柄が前記表示手段に表示され、前記常駐図柄の変動表示は前記発展あおり演出から継続して変動表示され、その後、はずれ図柄態様表示へと切り替わって前記表示手段に表示されると共に、変動表示も停止して表示され、

前記第2リーチ演出からは、前記特殊演出へ移行しない一方、前記第1リーチ演出、前記第2リーチ演出のうち、該第2リーチ演出に対するはずれ表示が前記表示手段に表示された後に、前記抽選処理の結果が当たりとなる場合にのみ特別演出へと移行することが可能で、前記第1リーチ演出に対するはずれ表示が前記表示手段に表示された後では前記特別演出へと移行することが不可能であり、

40

前記第2リーチ演出から前記特別演出へ移行するか否かのあおり演出を行うことなく、前記特別演出へと移行可能である遊技機。

【手続補正2】  
 【補正対象書類名】明細書  
 【補正対象項目名】0001  
 【補正方法】変更

50

## 【補正の内容】

## 【0001】

本発明は、パチンコ機、アレンジボール機、雀球遊技機、スロット、封入された遊技球を内部で循環させる封入式パチンコ機（管理遊技機）などの遊技機に関し、より詳しくは、大当たり遊技状態になる期待感が損なわれた場合においても、遊技者に不要な期待感をあおらないようにすることができる遊技機に関する。

## 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

10

## 【補正の内容】

## 【0005】

そこで本発明は、上記問題に鑑み、大当たり遊技状態になる期待感が損なわれた場合においても、遊技者に不要な期待感をあおらないようにすることができる遊技機を提供することを目的としている。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

20

## 【補正の内容】

## 【0007】

請求項1の発明に係る遊技機によれば、遊技動作に起因する抽選処理に応じて実行される図柄変動における通常変動を経て第1リーチ演出（例えば、図28（a）に示す弱SPリーチ演出）又は該第1リーチ演出よりも信頼度が高い第2リーチ演出（例えば、図28（g）に示す強SPリーチ演出）を実行する第1変動演出と、前記通常変動を経て前記第1リーチ演出とは異なる特殊演出（例えば、図30（c-2）～図30（d-2）に示す別ルート演出）を実行する第2変動演出と、前記通常変動から前記第1リーチ演出へ移行するか否かを示唆する発展あおり演出（例えば、図39（c）～（e）に示すチャレンジ演出（発展あおり演出））を有し、前記発展あおり演出は、前記第1リーチ演出へ移行することにより変動演出が継続することを示す発展成功演出（例えば、図40（b）に示す弱SPリーチ演出）と、移行しないことを示す発展失敗演出（例えば、図39（f）に示すはずれ確定演出）を実行可能とし

30

前記発展失敗演出は、その後の変動演出が進行されても、前記抽選処理の抽選結果が当たり態様となる可能性がないはずれ確定となる演出であり（例えば、明細書段落〔0212〕参照）、

前記発展あおり演出において、前記抽選処理が実行された際の抽選結果に対する識別情報に伴って表示手段（例えば、図2に示す液晶表示装置41）に表示される装飾図柄を非表示とし、該装飾図柄よりも表示サイズが小さいサイズで常駐表示される常駐図柄を前記通常変動から継続して変動表示させ（例えば、図39（c）～（e）参照）、

40

前記発展失敗演出を実行した後は、停止状態の前記装飾図柄が前記表示手段に表示され（例えば、図39（g）参照）、

前記常駐図柄の変動表示は前記発展あおり演出から継続して変動表示され（例えば、図39（g）参照）、その後、はずれ図柄態様表示へと切り替わって前記表示手段に表示されると共に、変動表示も停止して表示され（例えば、図39（h）参照）、

前記第2リーチ演出からは、前記特殊演出へ移行しない一方、前記第1リーチ演出、前記第2リーチ演出のうち、該第2リーチ演出に対するはずれ表示が前記表示手段（例えば、図28（i-2）に示す液晶表示装置41参照）に表示された後に、前記抽選処理の結果が当たりとなる場合にのみ特別演出（例えば、図28（j-3）に示す復活演出参照）へと移行することが可能で、前記第1リーチ演出に対するはずれ表示が前記表示手段に表示

50

された後では前記特別演出へと移行することが不可能であり（例えば、明細書段落 [ 0 1 4 1 ] 参照）、

前記第 2 リーチ演出から前記特別演出へ移行するか否かのあおり演出を行うことなく、前記特別演出へと移行可能である（例えば、図 2 8 ( i - 2 )、図 2 8 ( j - 3 ) 参照) ことを特徴としている。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

10

【0 0 0 8】

本発明によれば、大当たり遊技状態になる期待感が損なわれた場合においても、遊技者に不要な期待感をあおらないようにすることができる。

20

30

40

50